

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）のであつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものうち二又は三の搬送波を同時に送信するものに限る。）の無線設備及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。

（第二条、別表第一号及び様式第七号関係）

二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。